

蒲郡市地域公共交通事業の推進に係る行動『指針』

<指針の項目>

前 文.....	1
第1条 目的.....	2
第2条 指針の位置づけ	2
第3条 取組体制.....	3
第4条 関係者の役割分担.....	4
第5条 地域公共交通のモニタリングと事業改善.....	5
第6条 その他（指針の改定等）	8

前 文

蒲郡市は、三河湾の海岸線に沿って東西に長く、平野を取り巻くように山地が分布しており、平野部を走る JR 東海道本線、名鉄西尾・蒲郡線を軸として、まとまった市街地が形成されています。そこへ通じる交通機関として、路線バス、タクシーなどがあります。

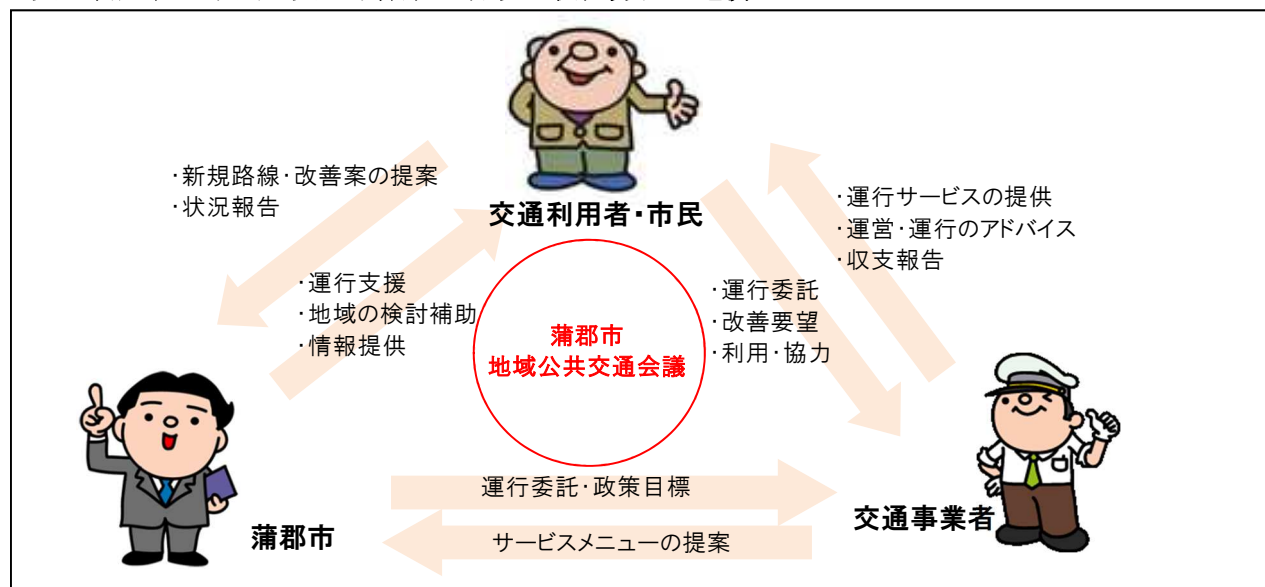
一方、市北部の山間部地域をはじめとして公共交通空白地域が広がっており、この空白地域の解消のため、地域公共交通総合連携計画（平成26年3月）を定め、平成27年4月よりコミュニティバスの導入を行いました。

「蒲郡市地域公共交通事業の推進に係る行動『指針』（以下「指針」という。）」は、地域公共交通総合連携計画を地域公共交通網形成計画に見直しを行う際、交通施策の実効性を高め、計画を補完するものとして、交通利用者・市民・交通事業者・行政等の関係者が連携し、それぞれの役割を担い、行動すべき基本的事項を定めておくことが求められたため、蒲郡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）において平成28年1月に策定しました。

他方、蒲郡市の最上位計画である「第五次蒲郡市総合計画」が令和3年6月に策定されたことをふまえ、総合計画に基づく市の交通施策を推進するため市の交通計画を見直し、同年7月より新しい「蒲郡市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）」のもとで、現在、地域公共交通事業を推進しています。

蒲郡市の交通計画に基づく地域公共交通事業を適切に推進するために制定した指針をここに改定し、「子どもや高齢者らが安心して移動することのできる公共交通体系の構築」、「地域で創り、守り、育てあげる持続性の高い公共交通体系の構築」を目指します。

○交通利用者・市民・交通事業者・行政の役割分担・連携イメージ



第1条 目的

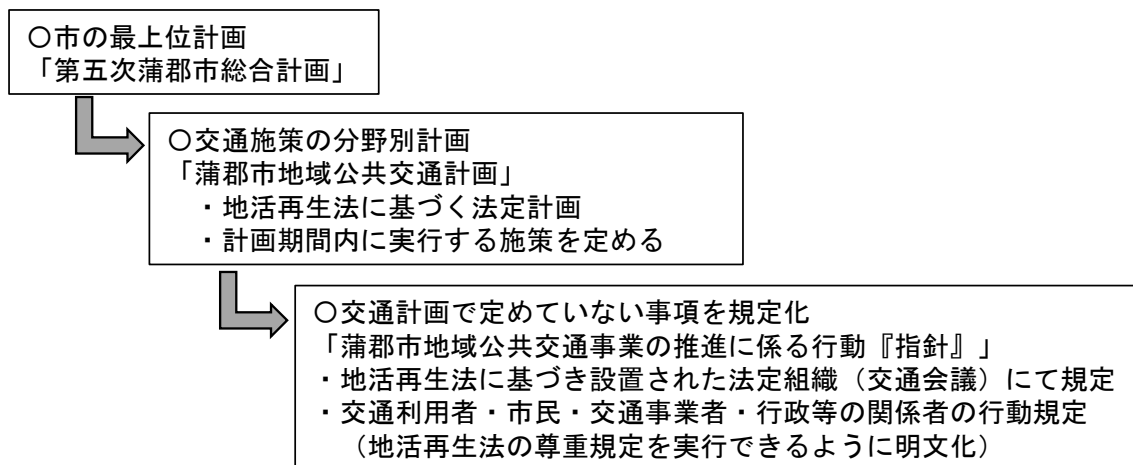
本指針は、蒲郡市の地域公共交通の交通利用者・市民・交通事業者・行政等の関係者における役割分担や共有すべき考え、進むべき方向性など、基本的事項を定めることにより、蒲郡市の地域公共交通の関連事業を適切に推進することを目的とします。

第2条 指針の位置づけ

本指針は、交通計画を補完するもので、交通利用者・市民・交通事業者・行政等の関係者の役割分担や行動等に関する規定について、交通会議で協議し策定するものです。

交通計画で具体的に示していない「関係者の役割分担（第4条）」、「支線バス事業のモニタリング方法（第5条）」などの規定を明文化し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、地活再生法）」の第6条5項で定める「尊重規定（交通会議で合意された事項は、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない）」を関係者が実行できるように整理し、共有するものです。

○指針の位置づけ

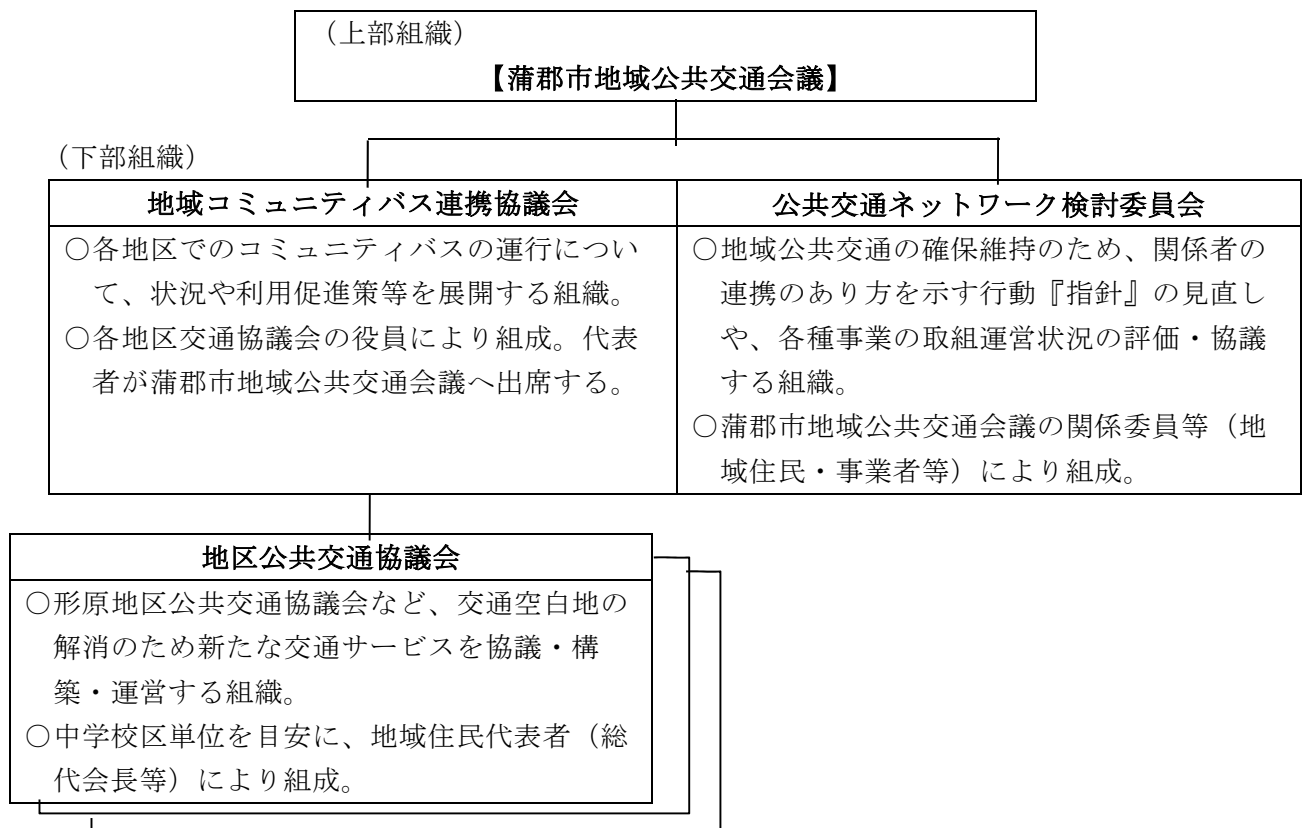


第3条 取組体制

蒲州市では、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、交通計画の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、交通会議を設置しています。

当該指針は、交通会議における関係者の総意により定めたもので、本指針に基づき地域公共交通関連事業を適切に推進します。

○公共交通に関する協議推進体制



第4条 関係者の役割分担

地域公共交通の政策は、税金を投入しながら行政が輸送サービスを提供し、住民は利用する運賃を通して、サービスの維持に関わります。

蒲郡市、交通利用者・市民、交通事業者等の関係者はいわば「共同経営者」であり、「より良い地域公共交通」サービスを維持するために、一体となって取り組むことが求められます。

○関係者の役割分担について

主体		役割
蒲郡市	市民生活部 交通防犯課	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲郡市地域公共交通会議の開催・運営 ・地域公共交通計画の策定・推進支援 ・市民や交通事業者、関係部局など関係者の意見調整 ・公共交通に関する広報周知やモビリティ・マネジメントの実施 ・運行経費の一部負担（運行委託・運行補助等の対応） ・名鉄西尾・蒲郡線の利用促進支援 ・名鉄西尾・蒲郡線対策協議会の対応
	産業振興部 観光商工課	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲郡市観光まちづくりビジョンの推進（周遊性拡大・にしがま線を活用した観光プログラム創出等）
	都市開発部 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画の推進（コンパクト・プラス・ネットワークの推進） ・都市計画マスタープランの推進（バスステーションの整備による乗り継ぎ利便性の向上等）
	市民福祉部 福祉課・長寿課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者等のニーズに応える、安心して移動できる移動手段の維持
交通利用者・市民	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・継続した利用促進の取組み ・地域公共交通マネジメントへの積極的な参加 ・使いやすい公共交通実現のための利用者の立場からの提案
	商業者・病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の乗り入れ協力 ・利用促進への積極的な協力 ・広告等による事業協力
交通事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な輸送サービスの提供 ・地域公共交通計画に対する提案と助言 ・地域公共交通計画に沿った事業運営 ・地域や行政との連携・協調関係の構築 ・ニーズ把握、サービス改善、経費削減努力
県		<ul style="list-style-type: none"> ・総合的なアドバイス ・名鉄西尾・蒲郡線の存続に対する検討支援
国		<ul style="list-style-type: none"> ・総合的なアドバイス ・広域幹線を維持する補助金制度の継続

資料：国土交通省「地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組マニュアル」（平成24年3月）を参考に作成

第5条 地域公共交通のモニタリングと事業改善

1 公共交通に対する財政支援についてのモニタリング方法

鉄道・バス・タクシーチケット等の事業別財政支援状況のモニタリングによる評価と結果の公表（情報開示）、運賃収入を増やすための利用促進策の検討、財政投入限度（キャップ）を設定した事業見直しルールの設定等、蒲郡市の財政支援のあり方や適切性について、交通計画に基づく地域公共交通に関する PDCA を通して交通会議においてモニタリングします。

2 支線バス事業のモニタリング方法

(1) 交通空白地解消のための新規路線開設の基本原則について

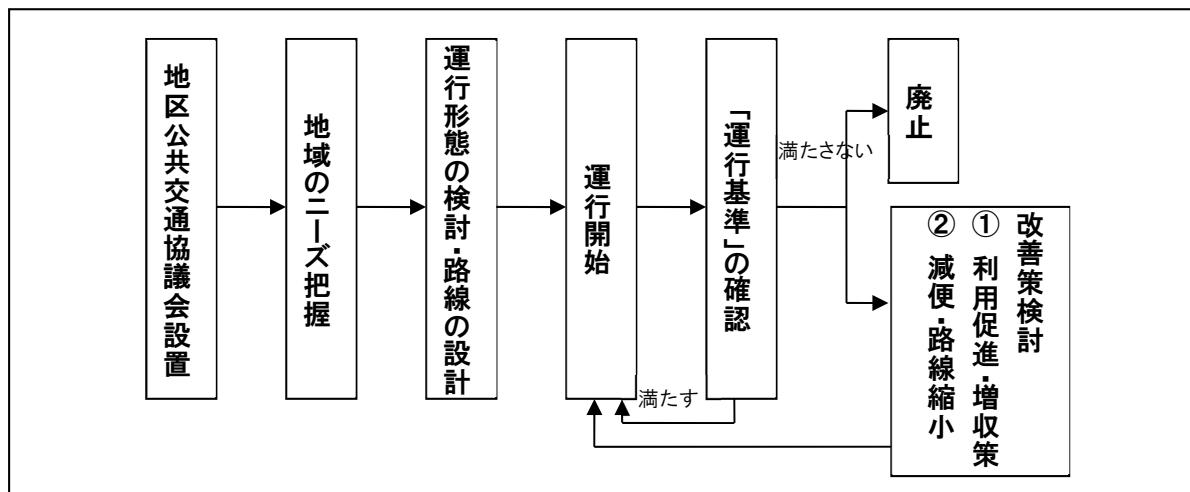
地域の要請に基づき、交通会議にて協議・開設する新しい地域公共交通（交通計画で定める支線バス）の導入時のルールを下記に定めます。

支線バスの導入にあたっては、導入する地域意見の反映、事業開始後の利用促進策など、地域の主体的な事業参画が求められるため、「地域の事業推進体制（地区公共交通協議会）」の設置を基本原則とします。

地区公共交通協議会での協議を通して、事業構築・運行開始・モニタリングを行い、事業継続の必要性、事業改善案などについて協議します。

交通会議において、地区公共交通協議会の取組み結果を報告し、交通会議にて継続運行、事業改善などについて協議することとします。

○新たな支線バスの導入における運用ルール（フロー）イメージ



(2) 支線バスの評価項目と事業継続・改善・廃止ルール

「交通空白地における支線バスを維持・改善するための基準・ルール」を設定します。

評価項目

収支率、利用者数の実績値（増減）、地域意向の把握、地域住民の事業に対する満足度など

【収支率】

将来にわたる事業の継続性を担保するため、路線ごとに収支率の努力目標値を設定します。

収支率の蒲郡市全体の最低水準は10%（蒲郡市及び周辺自治体の自主運行バス等の収支率実績の平均値（愛知県2019年調査）を参考に設定）とし、支線バス運行地区において、実績等を鑑み10%以上の独自の目標値を設定します。

収入費目は、運賃だけを対象とせず、広告収入などのその他収入も想定します。

【利用者数】

路線ごとに、利用者数の実績値を把握し、主にその増減によって評価します。社会情勢を鑑みた上で、実績を基に利用者数の増加を目指します。

【地域意向】

地域における支線バスの継続運行への意向を把握します。

【満足度】

車内で実施する利用者アンケート等により把握します。

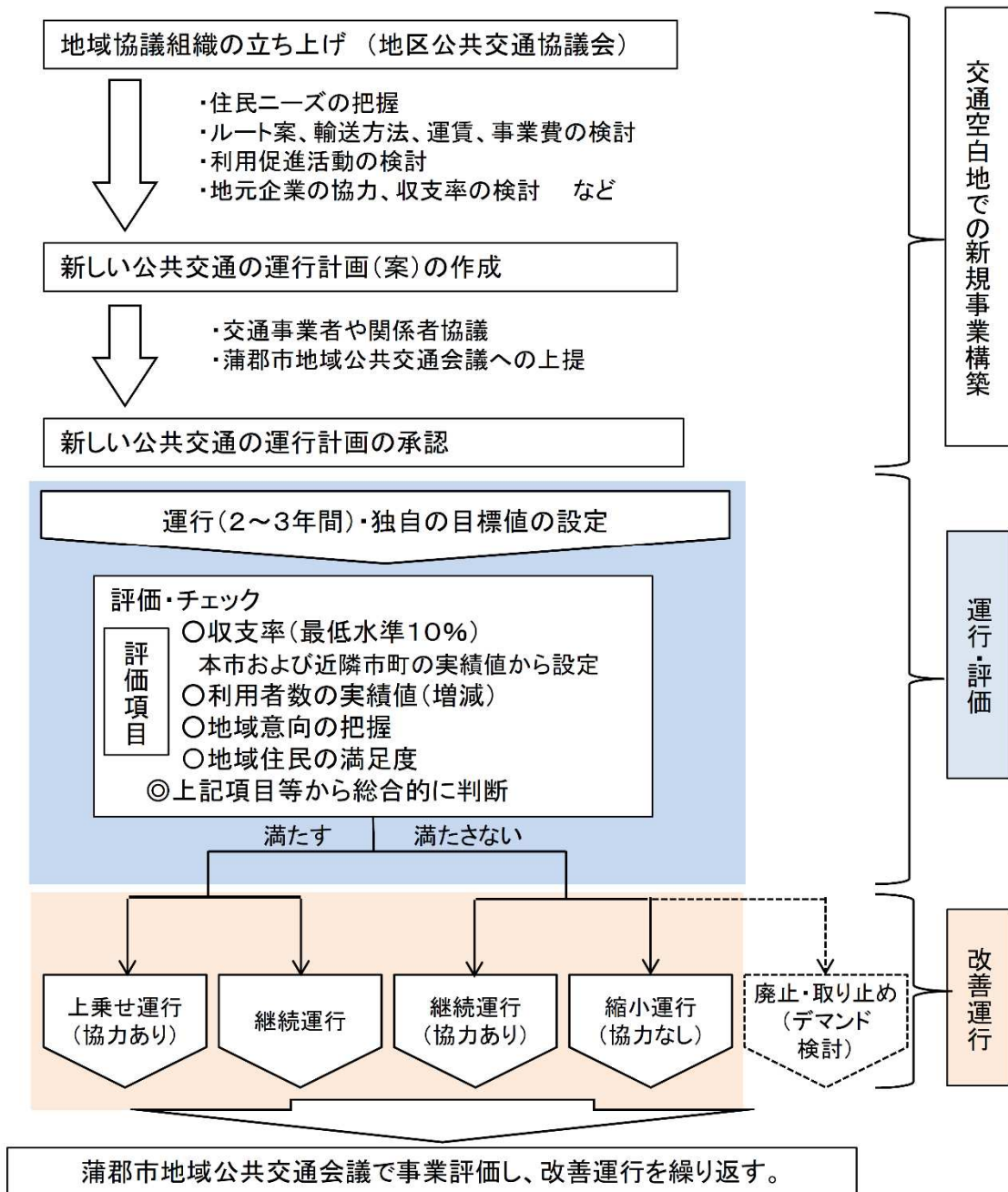
評価方法

以上の評価項目から、事業継続・見直し・廃止等を総合的に判断します。

地区公共交通協議会において、事業評価結果をもとに自己評価を行い、事業改善の方向性について確認します。

自己評価結果を交通会議に報告することで、事業の維持・改善に取り組みます。

○交通空白地における支線バスの維持・改善・廃止ルール

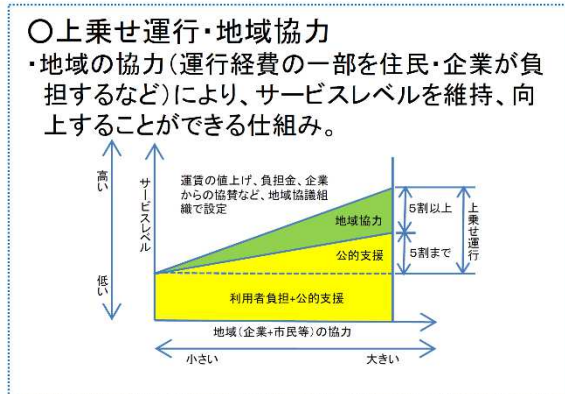


○収支率の努力目標値

- ・持続可能な交通を育てるために地区ごとに独自の目標値を設定。
- ・最低水準は10%とする。

$$\text{収支率} = \frac{\text{運賃収入} + \text{広告収入}}{\text{運行経費}}$$

- ・事業継続については、利用者数の実績や地域の努力、貢献度等を含め総合的に評価、判断する。



資料：浜松市「浜松市総合交通計画2010-2030」における「市が維持している支線路線を維持・改善するための基準・ルール」を参照し作成

第6条 その他（指針の改定等）

指針については、交通会議にて必要に応じて見直しを行うものとします。

指針に定めるもののほか、指針の施行に関し必要な事項は、蒲郡市地域公共交通会議会長が別に定めます。

附 則

指針は、平成28年1月から施行します。

附 則

指針は、平成30年4月から施行します。

附 則

指針は、令和3年11月から施行します。

第5条 地域公共交通のモニタリングと事業改善

1 公共交通に対する財政支援についてのモニタリング方法

鉄道・バス・タクシーチケット等の事業別財政支援状況のモニタリングによる評価と結果の公表（情報開示）、運賃収入を増やすための利用促進策の検討、財政投入限度（キャップ）を設定した事業見直しルールの設定等、蒲郡市の財政支援のあり方や適切性について、交通計画に基づく地域公共交通に関する PDCA を通して交通会議においてモニタリングします。

2 支線バス事業のモニタリング方法

(1) 交通空白地解消のための新規路線開設の基本原則について

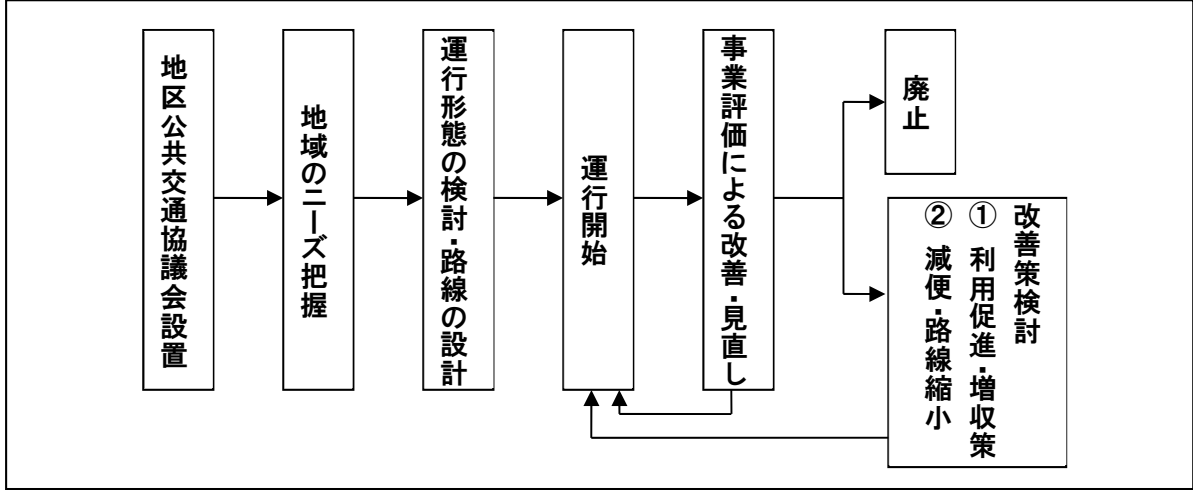
地域の要請に基づき、交通会議にて協議・開設する新しい地域公共交通（交通計画で定める支線バス）の導入時のルールを下記に定めます。

支線バスの導入にあたっては、導入する地域意見の反映、事業開始後の利用促進策など、地域の主体的な事業参画が求められるため、「地域の事業推進体制（地区公共交通協議会）」の設置を基本原則とします。

地区公共交通協議会での協議を通して、事業構築・運行開始・モニタリングを行い、事業継続の必要性、事業改善案などについて協議します。

交通会議において、地区公共交通協議会等の取組み結果を報告し、交通会議にて継続運行、事業改善などについて協議することとします。

○新たな支線バスの導入における運用ルール（フロー）イメージ



(2) 支線バスの事業評価項目と事業継続・改善・廃止ルール

「交通空白地における支線バスを維持・改善するための基準・ルール」を設定します。

評価項目

収支率、利用者数の実績値（増減）、地域意向の把握、地域住民の事業に対する満足度など

【収支率】

将来にわたる事業の継続性を担保するため、路線ごとに収支率の努力目標値を設定します。

収支率の蒲郡市全体の最低水準は10%（蒲郡市及び周辺自治体の自主運行バス等の収支率実績の平均値（愛知県2019年調査）を参考に設定）とし、支線バス運行地区において、実績等を鑑み10%以上の独自の目標値を設定します。

収入費目は、運賃だけを対象とせず、広告収入などのその他収入も想定します。

【利用者数】

路線ごとに、利用者数の実績値を把握し、主にその増減によって評価します。社会情勢を鑑みた上で、実績を基に利用者数の増加を目指します。

【地域意向】

地域における支線バスの継続運行への意向を把握します。

【満足度】

車内で実施する利用者アンケート等により把握します。

評価方法

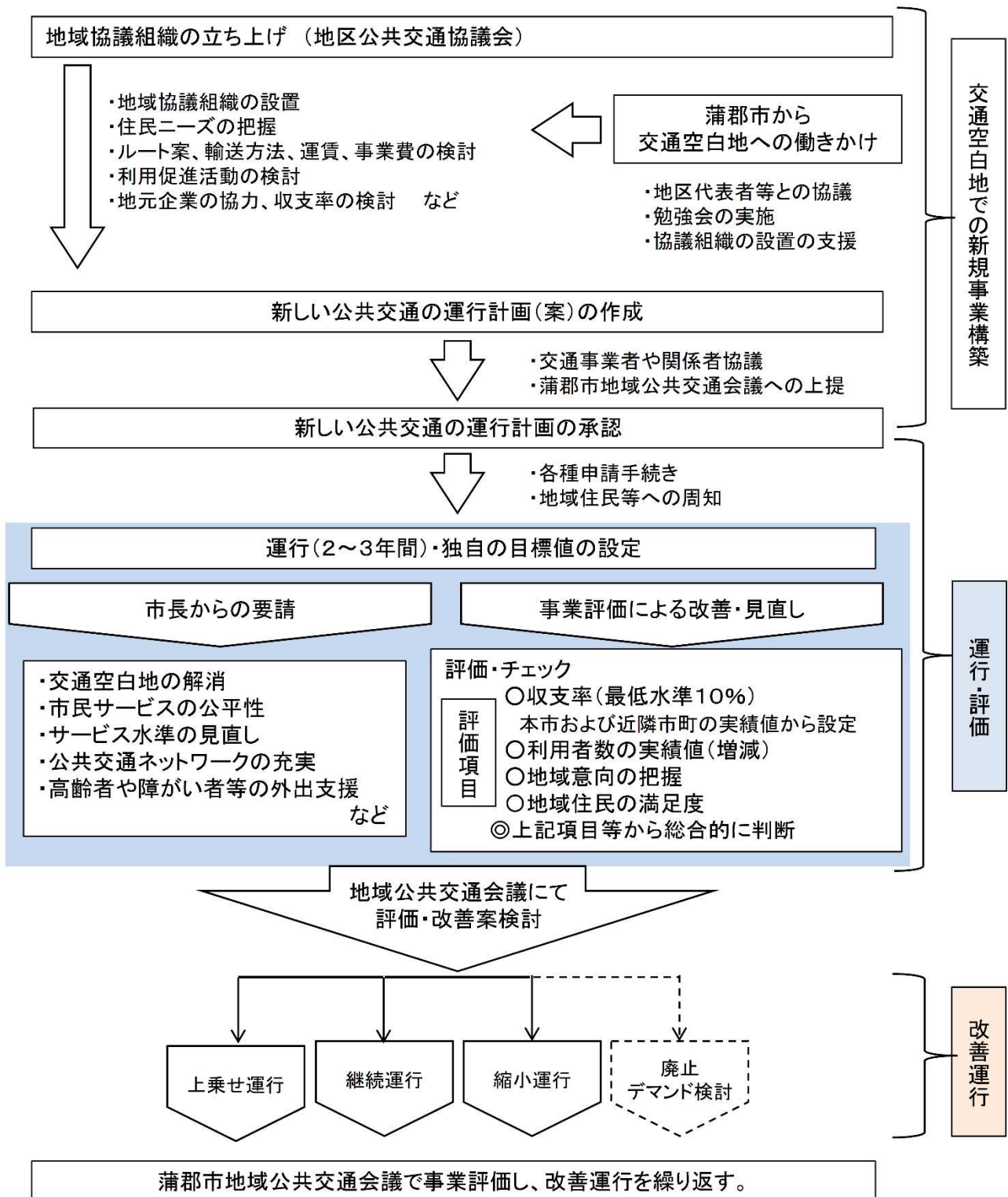
以上の評価項目から、事業継続・見直し・廃止等を総合的に判断します。

地区公共交通協議会等において、事業評価結果をもとに自己評価を行い、事業改善の方向性について確認します。

自己評価結果を交通会議に報告することで、事業の維持・改善に取り組みます。

なお、市長からの要請として、市民サービスの公平性、サービス水準の見直しなどの観点から、公共交通ネットワークの充実、交通空白地の解消、高齢者や障がい者等の外出支援などを目的とした施策を実施する場合があります。交通会議において、その施策の適切性を、交通計画との整合性や蒲郡市全体の公共交通ネットワークとの連続性などの視点から評価するものとします。

○交通空白地における支線バスの導入・維持・改善・廃止ルール



第6条 その他（指針の改定等）

指針については、交通会議にて必要に応じて見直しを行うものとします。

指針に定めるもののほか、指針の施行に関し必要な事項は、蒲郡市地域公共交通会議会長が別に定めます。

附 則

指針は、平成28年1月14日から施行します。

附 則

指針は、平成30年3月26日から施行します。

附 則

指針は、令和3年11月19日から施行します。

附 則

指針は、令和4年●月●日から施行します。